また、服務制度全般の趣旨を徹底させるため、本府省、地方支分部局等の人事担当者を対象に服務及び懲戒制度の説明会を実施しており、平成26年度においても、人事院の本院（参加者118人）及び全国９か所（参加者507人）で開催し、制度の周知徹底を図った。

2　懲戒

⑴　懲戒制度の概要、懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12－０（職員の懲戒）に定められている。

任命権者が懲戒処分を行うときは、職員に処分説明書を交付することとされている。人事院は各府省等からその写しの提出を受けて、毎年の懲戒処分の状況を把握・公表するとともに、必要に応じ各府省等に対し指導・助言を行うなど、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

⑵　懲戒処分の状況

平成26年に懲戒処分を受けた職員総数は367人（免職23人、停職59人、減給184人、戒告101人）であり、前年に比べて35人増加している。

処分数を府省等別にみると、法務省が最も多く、次いで国税庁、厚生労働省の順になっている。また、処分の事由別にみると、公務外非行関係（窃盗・暴行等）、一般服務関係（欠勤・勤務態度不良等）、通常業務処理関係（業務処理不適正・報告怠慢等）の順に多くなっている。

平成26年中において、懲戒処分を行った事例としては、以下のようなものがあった。

○　短期集中特別訓練事業の入札事案

厚生労働省における短期集中特別訓練事業の入札について、入札関係の文書を公示前に入札予定者に提示する、公示前日に入札予定者と懇親会を開催する、決裁が未了の公示をホームページに掲載し、修正公示の手続を経ることなく公示を削除する等の行為があったとして、担当の企画官及び課長補佐に対して停職処分が行われた。また、管理監督者である局長に対して減給処分、課長２人に対して戒告処分及び訓告の措置が行われた。

○　船舶修理の不適正な会計経理事案

海上保安庁において、故障した巡視船艇を早期に復旧させることを優先するあまり、契約手続を行わないまま業者に実施させた船舶修理の未払金に充当するため、別業者と結締した別の契約に実際には行われていない作業項目を含めることなどにより、その別業者を経由させて支払うなどといった不適正な会計経理を行ったとして、８人に対して戒告処分が行われた。また、このほかに10人に対して訓告、49人に対して厳重注意の措置が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）。この手続により、平成26年においては、９府省等で13人（免職11人、停職２人）に対して懲戒処分が行われた。

3　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、平成26年において、所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。自営に係る兼業について、平成26年９月、規則14―８（営利企業の役員等との兼業）の運用通知を改正し、太陽光電気の販売に係る自営の範囲や、その承認基準等を明確化した。

所轄庁の長等が自営に係る兼業を承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった件数の合計は、平成26年は272件であった。兼業の主な内容は、マンション・アパートの経営、駐車場及び土地の賃貸、太陽光電気の販売などとなっている。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知すること等が定められている。平成26年において、職員１人より当該報告があったが、職務遂行上適当でないとは認められなかった。

第６章　職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

平成26年度は、国公法の改正により、登録職員団体が、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し規則の制定改廃を要請することができることとされたことから（国公法第108条の５の２）、同条に基づき、新たに規則17－４（規則の制定改廃に関する職員団体からの要請）を制定した（平成26年５月29日公布、同年５月30日施行）ほか、職員団体制度の周知徹底を図るため、全国６か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。

第１節　管理職員等の範囲

国公法第108条の２の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17－０（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。平成26年度は４回の改正を行った。

平成26年度末における管理職員等の総数は38,092人であり、定員（警察職員等を除く。）234,899人に対する割合は16.2％であった。

第明治三十五種郵便物認可